

## 海外アカデミーについて（未定稿）

内閣府総合政策推進室

	米国	英国	フランス	ドイツ	備考
名称	全米科学アカデミー	英国王立協会	フランス科学アカデミー	ドイツ科学アカデミー・レオポルディーナ	
設立年	1863年（An Act to Incorporate the National Academy of Sciences）	1660年（1662年国王の勅許（Royal Charter））	1666年（1699年、ルイ14世の庇護によりロイヤル科学アカデミーとして認知）	1652年（2008年連邦政府・州政府の合同科学会議決議によりナショナル科学アカデミーに認定）	
組織形態	非営利・非政府組織	公益団体（登録されている慈善団体）	特殊公的法人（5アカデミーからなるフランス学士院の一機関）	非営利組織	ナショナル・アカデミーが国の機関であるのは日本だけ。
国を代表する根拠	・ An Act to Incorporate the National Academy of Sciences（1863年）で政府の要請に対して「いつでも、科学的又は学術的課題に対する調査、検討、実験、報告を行わねばならない」と規定。 ※人文社会学は主に社会科学研究会議	・ 勅許を得ている。 ※勅許が授与されている団体は約1,040。  ※人文社会科学は主にブリティッシュ・アカデミー	・ 大統領令（décrets）により承認された会則で「もっとも卓越したフランスの科学者と外国人科学者の中から選ばれた研究者を集める」と規定。  ※人文社会科学は倫理・政治学アカデミー等	連邦政府・州政府の合同科学会議決議（2008年）（ナショナル・アカデミーの任務を担うこととされた）	・ 法律に基づく代表権を有する海外アカデミーはない。 ・ ナショナル・アカデミーとしての明確な規定があるのはドイツのみ。
科学的助言を行う根拠	・ 同上 ※自主的に勧告等を行う旨の規定なし	規定なし	会則3条に「勧告（recommendations）、要望（voeux）又は提案（suggestions）を策定する」と規定。	・ 同上 ・ 定款において「社会及び政治への科学に基づいた助言」等の任務を規定。	・ 法律に基づく勧告権を有する海外アカデミーはない。 ・ アメリカ、イギリスは勧告の根拠なし
年間収入と支出【国家財政支出による安定した財政基盤】	・ <u>政府とプロジェクトごとに委託契約を締結。</u> ・ <u>基盤的経費に対する政府からの資金なし。</u>  ・ 会費あり  ・ 公的資金の割合は約4.5～7.5割。 ・ 総支出の8割程度が研究、ワークショップ、フェローシップ・プログラム運営等	・ 提言活動の大部分は協会自身の資金で賄うが、政府から資金を得ることもある ・ <u>独立性を確保するため、財団、企業等の多様な資金源から資金を獲得。</u> ・ 会費あり  ・ 公的資金の割合は約8.5割（政府機関からのグラントが増加）（大部分は助成金プログラム運営に充当） ・ <u>政府からも科学的卓越性・イノベーション等に関する活動を支援する助成金を受けている。</u>	・ <u>公的資金は、主に事務局経費と出版費用（publication）に充てられる。</u> ・ 政府の依頼に応じて行う科学的助言の費用は公的資金で賄われるが、 <u>皆無に近い。</u> ・ <u>公的、私的な団体からの助成金あり。</u>  ・ 公的資金は全体の1/3未満。	・ 政策提言は100%公的資金で賄われる  ・ 収入に占める公的資金割合は、概ね9割 ・ 公的資金を含む第三者からのプロジェクト収入、寄附金あり。 <u>（第三者から資金を受け取る場合、特定のプロジェクトに関連付けられており活動の独立性に影響しない。）</u>	・ 活動経費の全額が国庫負担とされている海外アカデミーはない。
外部評価・監事等	外部監査法人による会計監査	・ 内部の監査委員会による監査、毎年の外部会計監査  ・ <u>評議会は登録慈善団体である英国王立協会の受託者としてチャリティ法に基づいて協会を運営（チャリティ委員会への年次報告書の提出等）。</u> ・ <u>政府からの上記助成金による活動は政府との協定で定められており、進捗状況を報告している。</u>	・ 通常5年ごとの会計検査院による会計検査  ・ 会則、新会員は大統領令で承認。	・ 毎年の連邦教育研究省及び監査法人による監査、連邦会計検査院による不定期の監査 ・ 毎年、提供された資金で実施された活動に関する報告書を作成、公開。 ・ <u>Senat（上院）は幹部会に対して会員の利益を代表する。</u> ・ <u>上院には外部メンバー（最大10名）も含まれ、会長を選出するほか、年次報告書の確認、幹部会の行動の承認、監査人の任命等を行う。</u>	・ ドイツは、連邦教育研究省による監査あり。 ・ <u>ドイツは、科学に関心のある一般の代表者及び科学機関の代表者（研究機関、資金提供団体の代表など）が上院の外部メンバーを構成する（30名＋最大10名）。</u>